

ホテル施設の使用拒否による取締役の責任の成否

筑波大学准教授

星野 豊

Hoshino Yutaka

東京大学商法研究会

〔第 1 審〕

東京地裁平成 21 年 7 月 28 日判決

平成 20 年(ワ)第 6882 号, 日本教職員組合ほか 1966 名対株式会社プリンスホテルほか 12 名, 損害賠償等請求事件/判例時報 2051 号 3 頁

〔第 2 審〕

東京高裁平成 22 年 11 月 25 日判決

平成 21 年(ネ)第 4299 号, 株式会社プリンスホテルほか 12 名対日本教職員組合ほか 1950 名, 損害賠償等請求控訴事件/判例時報 2107 号 116 頁/参照条文: 民法 415 条・709 条, 会社法 350 条・429 条 1 項

事実

原告 X₁ 組合は、公立学校の教職員で組織する都道府県単位の各教職員組合、全国の国公立大学法人・公立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構及び私立学校の教職員で組織する教職員組合の連合体である教職員組合などを、加盟単位の組合（以下、単に「単位組合」という）として構成する連合体であって、日本最大の教職員団体である。X₁ 組合は、昭和 28 年以降、平成 19 年 2 月に到るまで、毎年全国各地で教育研究全国集会（以下「教研全国集会」という）を連続して開催していたが、平成 20 年 2 月 2 日ないし 4 日にその主催する第 57 次教研全国集会（以下、「本件教研集会」という）を東京都内で開催するため、被告 Y₁ ホテルとの間で、平成 19 年 3 月から 10 月にかけて、

Y₁ が経営する y₁ ホテル等の宴会場の使用契約、及び客室合計 190 室の平成 20 年 1 月 31 日から各 4 泊分の宿泊契約を締結した。

しかし、Y₁ ホテルやその代表取締役である被告 Y₂ らは、平成 19 年 11 月 12 日付け書面をもって、教研全国集会に反対する右翼団体の街宣活動等による他の顧客及び近隣等への迷惑等を理由として、上記宴会場の各使用契約及び宿泊契約を全て解約した旨を主張し、その使用を拒否するに至った。なお、この使用拒否については、代表取締役である Y₂ が、他の取締役のうち被告 Y₃ 及び被告 Y₄ と協議のうえ方針を定め、それを他の取締役が出席する取締役会で報告することにより、Y₁ ホテルとして決定したものであった。

このため、X₁ 組合は、同年 12 月 4 日、平成 20 年 2 月 2 日に予定していた本件教研集会の参加者全てが参加する予定の全体集会のため、同月 1 日（搬入・設営の目的）及び 2 日（記念式典の目的）の両日についての宴会場の使用と、同月 1 日に予定していた前夜祭のための宴会場の使用をそれぞれ求めて仮処分命令を申し立て、申立てどおりの決定を得た（東京地決平成 19・12・26〔平成 19 年(ヨ)第 4663 号〕）。これに対して、Y₁ ホテルから保全異議申立てがなされたが、前記決定を認可する旨の決定が出され（東京地決平成 20・1・16〔平成 19 年(モ)第 55040 号〕）、Y₁ ホテルはさらに保全抗告を行ったが、抗告を棄却する決定がなされたため（東京高決平成 20・1・30〔平成 20 年(ラ)第 155 号〕）、上記仮処分命令が確定した。

しかしながら、Y₁ ホテルは、上記仮処分命令に従わず、引き続き X₁ 組合に対して上記各会場使用を拒否したため、X₁ 組合は、本件教研集会の前夜祭及び全体集会を開催することができず、また、本件教研集会に参加する予定であった X₁ 組合を構成する単位組合原告 X₂ 組合らの組合員原告 X₃ らは、上記宿泊をすることができなかった。また、Y₁ らは、Y₁ ホテルのホームページにおいて、同年 2 月 1 日ころから翌平成 21 年 4 月初旬ころまで、「y₁ ホテルにおける X₁ 組合様との会場利用に関するトラブルについて」と題する記事等を掲載し、また、系列企業グループのホームページにおいて、平成 20 年 2 月 5 日付で「今回の X₁ 組合様に対する対応について当社の考え方をご説明させていただきます。」として、契約の解約、会場の使用拒否から仮処分命令の不遵守に至る上記の一連の行為における自社の正当性に加え、契約締結時に

ける X₁ 組合側の警備体制に関する説明が不十分であり、契約締結後においても X₁ 組合や警察から警備等について協議等もなかった旨を主張したほか、記者会見を開いて同旨の主張を行った。

本件は、以上の経緯の下で、X₁ 組合、X₂ 組合ら、及び X₃ らが、Y₁ ホテル及びその取締役である Y₂ ら 12 名に対し、Y₁ ホテルによる契約不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求、Y₂ らによる会社法 429 条 1 項による損害賠償請求として、合計約 3 億円の支払を求めたほか、上記各記事及び記者会見により名誉ないし信用が毀損されたとして、謝罪広告の掲載を求めたものである。

第 1 審判旨

全部認容。

I 「本件使用拒否は、本件各宴会場の使用を拒否する点において、本件仮処分命令等に違反し、民事保全法の予定しない手段を用いて、民事保全によって保護されるべき利益を侵害し、更に X₁ 組合による本件前夜祭及び本件全体集会の中止を余儀なくさせるものであって、円滑な本件教研集会の運営を阻害するものであるから、」 「その違法性は著しいというべきであり、」 「X₁ 組合の権利を侵害する不法行為にも当たると解するのが相当である。」そして、代表取締役である Y₂ には権利侵害の故意が認められ、かつ、本件使用拒否は、Y₁ ホテルの事業の一環としてされたと認められるので、「Y₁ ホテルは、会社法 350 条に基づき、本件使用拒否によって X₁ 組合に生じた損害を賠償する責任を負うべきものである。」

II 本件記事のうち、X₁ 組合が宴会場使用申込みに際して「本件全体集会に伴い右翼団体の街宣活動による騒音や交通規制による交通渋滞等が発生する等の自らに不利な事実をあえて伏せたとの事実を摘示する」部分と、「X₁ 組合及び警察が警備に関する措置を執っていないこと等の事実を」摘示する部分とは、いずれも真実とは認められず、Y₁ ホテルにおいてこれを真実と信ずるに足りる相当の理由も認められないため、X₁ 組合に対する名誉毀損を構成する。

III 1 「Y₂ は、悪意でその職務を怠ったものといわざるを得ない」から、「会社法 429 条 1 項に基づき、X₁ 組合らに生じた損害を賠償する義務を負う。」「また、Y₃ 及び Y₄ は、Y₂ との間で、本件仮処分命令申立事件への対応を協議し、Y₁ ホテルの対

応方針を決定した事実が認められるので、Y₂ と同じく、本件使用拒否を行った者とみることができから、同様に、会社法 429 条 1 項に基づき、X₁ 組合らに生じた損害を賠償する義務を負う。」

2 「取締役会設置会社の取締役会は、取締役の職務の執行を監督する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、代表取締役の職務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて職務執行が適正に行われるようにする義務を負うと解される。」「Y₁ ホテルが本件仮処分命令等に従い本件各宴会場契約に基づく各債務を履行すべきことを認識することは容易であったといわなければならない、被告取締役らには、代表取締役である Y₂ に対し、本件仮処分命令等に従うように求める等の措置を取るなどして、Y₂ が本件使用拒否に及ぶことを防ぐ義務があったというべきである。特に、……被告取締役らは、いずれも、平成 19 年 12 月 11 日の取締役会において、本件の経緯と本件仮処分命令の申立てがされたことについて報告を受けた上で、本件仮処分命令申立事件の審尋手続において争う方針を了承し、自ら本件仮処分事件に対する Y₁ ホテルの方針決定に関与したのであるから、上記義務を尽くすことが強く要請されるというべきである。」「したがって、被告取締役らは、悪意で代表取締役である Y₂ の業務執行に対する監視義務を怠ったというべきであって、本件使用拒否によって X₁ 組合らに生じた損害を賠償する義務を負うと解するのが相当である。」

IV 契約当事者である X₁ 組合のほか、X₂ ら及び X₃ らも、集会に参加する固有の利益が認められるため、本件使用拒否による財産的・非財産的損害の賠償を、請求どおり認めるべきである。

V 本件記事が Y₁ ホテルのホームページ等に記されている以上、その内容が事実と反しているにもかかわらず、これを事実と信ずる者が現れる可能性があり、そのことにより X₁ 組合の事業に著しい支障が生ずるおそれが否定できないため、謝罪広告を命ずることが相当である。

第 2 審判旨

原判決変更、一部認容。

I ・ II 第 1 審同旨。

Ⅲ Ⅰ Y₂, Y₃及びY₄が、本件使用拒否を行うに到ったのは、警備体制等に不安が生じたためであり、契約締結前に十分な検討をすることがなかった事務処理態勢についての指導監督上の責めは負うものの、「本件施設使用契約について、Y₂らが本件施設使用契約の解約の意思表示をし、その有効性を主張してX₁組合との間で、契約に係る施設を使用しないよう求めたこと自体は、悪意又は重大な過失により取締役としての職務上の注意義務に違反する行為と評価することはできない。」また、Y₁ホテルが、X₁組合による仮処分申立てを争い、保全異議、保全抗告を行ったことも、「自己の主張するところについて法定の手続により裁判を受ける権利を行使したものであって、不当な目的で裁判を迫行したものと認めることはできないから、このことをもって悪意又は重大な過失により取締役としての職務上の注意義務に違反する行為を行ったものと評価することもできない。」

2 「しかし、平成20年1月30日に東京高等裁判所において保全抗告が棄却された後は、当該紛争に関する司法判断が確定したわけであるから、Y₁ホテルは、これを本案訴訟において争うことは別として、当該司法判断に従うべき法律上の義務を負ったものであり、にもかかわらず、これに従わない方針を立ててX₁組合の施設使用を拒否したことは、取締役としての職務上の注意義務に違反したものであり、この注意義務違反について悪意又は重大な過失があったものというべきである。」「したがって、Y₂, Y₃及びY₄は、Y₁ホテルと連帯して損害賠償責任を負う。また、弁論の全趣旨によれば、Y₅も、本件に関し、Y₃及びY₄と同等の関与をした事実が認められるので、Y₅もY₁ホテルと連帯して損害賠償責任を負う。」

3 「その余の控訴人である取締役も、上記4人の取締役からの報告を受け、本件仮処分の申立てに対して応訴して争う方針に賛同していることが認められるが、そのこと自体は、」取締役としての職務上の注意義務に反するとはいえず、「これらの取締役については、東京高等裁判所の抗告棄却決定が効力を生じた後に、施設使用拒否の方針の立案及び遂行に具体的に関与していたことを認めるに足る証拠はない。」「したがって、これらの取締役については、悪意又は重大な過失により取締役としての職務上の注意義務に違反したものと認めることはできない。」

Ⅳ 契約当事者であるX₁については、財産的・非財産的損害が認められるが、X₂ら及びX₃らは、契約当事者でなく、保全処分債権者でもないため、X₂らがX₁との関係で負担した費用については、財産的損害が認められるが、X₂ら及びX₃らについての非財産的損害は、X₁組合の被った非財産的損害として評価済みであり、合計約1億円の損害賠償を認容すべきである。

Ⅴ 本件の名誉回復及び再発防止手段として、謝罪広告の掲載が適切であるとは認められない。

評釈

判旨Ⅲについて第1審判決に賛成。

Ⅰ 本件は、ホテル会場の使用拒否が契約違反と共に不法行為に当たり、かつ、会場使用拒否に関するホームページ上の記事が名誉毀損に当たるとされた事例である。本件は、日本最大の教職員組合であるX₁組合の全国集会在史上初めて中止に到ったという点や、裁判所の保全命令に大手ホテルが従わず、かつ、会場使用拒否と共に宿泊契約まで解約したことが、旅館業法違反の疑いがあるとして、国会でも取り上げられるに到った点など、政治的、社会的に様々な論議を巻き起こした著名な事件であるが、本稿では、「商事判例研究」としての性格上、かかる使用拒否に関与した取締役の責任の成否を判示した両判決の判旨Ⅲについて検討を加える。

Ⅱ 本件使用拒否に関して、Y₁ホテルにおける意思決定の過程については、Y₅がY₂ら3名の協議に関与したとの認定が第2審で付加されているほかは、第1審と第2審とで、事実認定は同一である。したがって、第1審と第2審とが判断及び結論を異にしているのは、本件使用拒否に際して取締役の「悪意又は重大な過失による任務懈怠」がどの時点で生じたか、及び、使用拒否の方針について直接協議したY₂ら以外の取締役が、本件使用拒否に「関与」したと言えるか否か、という点にある。

第1審は、一般論として、全ての取締役には、代表取締役の職務執行一般について監視義務があり、かつ、本件については全ての取締役がX₁組合による仮処分申立てを含めておおよその事情を知っていたと考えられるから、平成19年12月11日に仮処分申立てに対して争う旨のY₂からの報告が取締役会でなされた時点で、全ての取締役にはY₂に対する監視義務を

尽くすことが強く求められたにもかかわらず、その義務が果たされなかったことが、違法な本件使用拒否をY₂により行わせる結果となった、として取締役全員の義務違反を認めている。

これに対して、第2審は、警備体制に不安があることを理由として本件会場の使用を拒否すること自体は、「指導監督上の責め」を負うことはともかく、「悪意又は重大な過失により取締役としての職務上の注意義務に違反する行為と評価することはできない」とし、その後の保全処分での主張自体も、自己の権利行使として正当であると評価している。そして、保全抗告が棄却されて仮処分命令が確定した後に、同仮処分命令に従わない判断をしたことが義務違反を構成するとし、他の取締役が仮処分命令確定後において本件使用拒否の判断に関与した証拠がないとして、他の取締役の責任を否定している。

Ⅲ しかしながら、この第2審の判断は、第1審、第2審を通じて認定されている、本件会場に関する使用契約が有効に成立したとの判示（判旨Ⅰ）や、X₁組合から警備の必要性について十分な説明がなかった旨を摘示した本件記事がX₁組合に対する名誉毀損を構成するとの判示（判旨Ⅱ）と、実質的に抵触すると言わざるをえない。

すなわち、Y₂らにおいて警備体制に不安が生じたとしても、X₁組合との間で会場使用契約が有効に成立している以上、法令又は契約上正当な理由がない限り、本件使用拒否を主張することが、Y₁ホテルの「正当な主張」であるという前提は成り立たない。仮に、Y₁ホテルらが主張しているとおりに、警備体制に関する不安や懸念が契約締結の後に判明したのであれば、信義則上、X₁組合側が、契約の履行を求めることの正当性が減殺される分、Y₁ホテル側が本件使用拒否を主張することに正当性が認められる可能性があるが、両判決はかかる事実の摘示自体を「真実に反する」名誉毀損と判示している以上、この前提も成り立たないと言わなければならない。

さらに、かかる状況下において行われた本件使用拒否について、保全処分において自己の正当性を信ずるところに従って主張すること自体が違法であるとは言えないまでも、通常の判断能力を有する取締役であれば、仮に裁判所に自己の主張が認められなかった場合にどのような対処が必要となるかについて、合理的な予測を立ててしかるべきである。したがって、平成

19年12月11日の取締役会においてY₂から報告を受けた段階で、本件仮処分命令が未だ下されていなかったとしても、X₁組合の申し立てた仮処分命令が認められた場合の対処について、検討を行うことが必要であったはずであるし、遅くとも、仮処分命令が下された後において、再度Y₁ホテルとしての方針や、仮処分命令が確定した後の対処について、検討することが必要であったと言わなければならない（この点について、第1審におけるY₂の本人尋問の際、X₁らの代理人及び裁判所の双方から、同旨の質問がY₂に対して行われたが、Y₂は、自己の主張が裁判所に認められると信じていたと述べるのみであった）。

Ⅳ 以上のことからすれば、仮に第2審の判断どおり、Y₂らの取締役としての悪意又は重過失による任務懈怠が、仮処分命令確定後の対応に限定して生ずるとした場合でも、仮処分命令確定後に本件使用拒否が最終的に行われるまでの間において、他の取締役らが「関与」していないとの理由を以て、他の取締役に責任がない、との判示には、賛成できないと言わなければならない。むしろ、第1審の判示するとおり、他の取締役らは、仮処分命令の申立てに対するY₁ホテルとしての方針を了解した以上、その後においてはY₂らの法令遵守に対して一層の注意を払うべきであったはずであり、一旦報告を受けた重要事項について具体的な対処を行わないまま、Y₂らをして本件使用拒否に到らせたことについては、取締役の任務を悪意又は重過失により懈怠としたものとして、会社法429条1項により、損害賠償責任を負うべきであったと考えられる。

V 第2審判決に対しては、X₁組合からもY₁ホテルからも上告及び上告受理申立てはなされず、本件は確定、終結するに到った。

*本件第1審については、岩本一郎・法学教室350号28頁、久保利英明＝野宮拓・NBL911号8頁、河津博史・銀行法務21711号65頁、同・銀行法務21728号132頁、藤田和之・民事研修628号42頁、永山茂樹・法学セミナー662号126頁、上村貞美・名城ロースクール・レビュー22号1頁があり、本件第2審については、吉村良一・私法判例リマークス44号42頁、松田浩・平成23年度重判解（ジュリ1440号）24頁、前田陽一・判評639号（判時2142号）11頁がある。